

平成 3 0 年 度

( 2 0 1 8 年 度 )

高崎市健全化判断比率等の  
審 査 意 見 書

高 崎 市 監 査 委 員



第131-2号  
令和元年8月27日

高崎市長 富岡賢治様

高崎市監査委員	田口幸夫
同	石井明
同	飯塚邦広
同	根岸赴夫

平成30年度高崎市健全化判断比率等の審査意見について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

## 平成30年度高崎市健全化判断比率等の審査意見書

### 第1 審査の対象

#### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

#### 2 資金不足比率

#### 3 審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和元年7月3日から8月6日まで

### 第3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率の算定が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令の趣旨に沿って適切に行われているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、決算書及び統計数値等に基づき適正に表示されているかどうかを審査するとともに、計数の正否を確認した。

なお、審査に当たり、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は、いずれも関係法令等に準拠しておおむね適正に作成されており、その計数は正確で、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、いずれも健全性を確保しているものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率の概況は、次表のとおりである。

表1 健全化判断比率

比率名	30年度	29年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25%	30.00%
実質公債費比率	5.8%	6.0%	△ 0.2	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	37.1%	32.5%	4.6	350.0 %	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」表示は、それぞれ赤字額がないことを示している。

表2 資金不足比率

会計名	30年度	29年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0%
公共下水道事業会計	—	—	—	
牛伏ドリームセンター事業特別会計	—	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	

(注) ・「—」表示は、資金不足額がないことを示している。

・簡易水道事業特別会計は平成29年度をもって廃止され、水道事業会計へ引き継がれた。

なお29年度の資金不足額はなかった。

## 1 健全化判断比率の状況

平成30年度一般会計及び特別会計決算並びに公営企業会計決算に基づく健全化判断比率は、いずれの比率も早期健全化基準を下回っている。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の行政事務本体における赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを表すものである。

なお、当年度の実質収支が黒字のため、当該比率はない。

算定の基礎となる数値の状況は、次表のとおりである。

表3 実質赤字額等の状況 (単位：千円)

区 分	30年度	29年度
実質赤字額・黒字額	△4,296,575	△3,967,163
標準財政規模	82,656,615	82,416,869
実質赤字比率	—	—

(注) 「実質赤字額・黒字額」が正数の場合には実質赤字額を、負数の場合には実質黒字額を示す。

《算式》

$$\text{実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを表すものである。

なお、当年度全ての会計について、実質収支が黒字のため、また、資金不足が発生していないため、当該比率はない。

算定の基礎となる数値の状況は、次表のとおりである。

表4 連結実質赤字額等の状況 (単位：千円)

会計区分		実質赤字額・黒字額又は資金不足額・剰余額	
		30年度	29年度
一般会計等		△4,296,575	△3,967,163
国民健康保険事業		△606,899	△2,700,705
介護保険		△592,463	△866,353
後期高齢者医療		△46,926	△42,856
駐車場事業		△1	△8
公 営 企 業	水道事業	△5,873,692	△5,350,864
	公共下水道事業	△6,194,305	△5,417,954
	牛伏ドリームセンター事業	△13,855	△11,789
	農業集落排水事業	△595	△317
	簡易水道事業	—	△41,098
連結実質赤字額・黒字額		△17,625,311	△18,399,107
標準財政規模		82,656,615	82,416,869
連結実質赤字比率		—	—

(注)・「実質赤字額・黒字額又は資金不足額・剰余額」が正数の場合には実質赤字額又は資金不足額を、負数の場合には実質黒字額又は資金剰余額を示す。また、各会計の合計数値である「連結実質赤字額・黒字額」も同様である。

・簡易水道事業特別会計は平成29年度をもって廃止され、水道事業会計へ引き継がれた。

《算式》

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものである。

当年度の当該比率は5.8%であり、前年度に比べ0.2ポイント改善されている。また、早期健全化基準を大きく下回っている。

算定の基礎となる数値の状況は、次表のとおりである。

表5 元利償還金等の状況 (単位：千円、%)

区 分		28年度	29年度	30年度
元利償還金	A	13,536,031	13,847,865	13,629,023
準元利償還金	B	2,948,567	2,738,455	2,598,007
特定財源	C	1,904,431	1,694,585	1,617,773
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	D	10,352,330	10,556,390	10,684,993
標準財政規模	E	81,643,724	82,416,869	82,656,615
単年度実質公債費比率		5.93036	6.03300	5.45252
実質公債費比率		6.1	6.0	5.8

《算式》

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) \\ &- (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ &\quad \text{係る基準財政需要額算入額(D)}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模(E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に} \\ &\quad \text{係る基準財政需要額算入額(D)}) \end{aligned}} \times 100$$

(過去3年間の平均)

### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務の大きさを指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表すものである。なお、将来の財政悪化の可能性の程度を示す指標であるため、財政再生基準は設定されていない。

当年度の当該比率は37.1%であり、前年度に比べ4.6ポイント増加したものの、早期健全化基準を大きく下回っている。

算定の基礎となる数値の状況は、次表のとおりである。

表6 将来負担額等の状況

(単位：千円、%)

区 分		30年度	29年度
将来負担額	A	190,097,093	186,377,987
充当可能基金額	B	20,986,612	20,043,917
充当可能特定歳入	C	15,775,882	16,730,099
地方債現在高等に係る基準財政 需要額算入見込額	D	126,579,536	126,197,961
標準財政規模	E	82,656,615	82,416,869
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	F	10,684,993	10,556,390
将来負担比率		37.1	32.5

《算式》

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額(A)} - (\text{充当可能基金額(B)} + \text{充当可能特定歳入(C)} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(F)})} \times 100$$

## 2 資金不足比率の状況

資金不足比率は、各公営企業会計における資金不足を事業規模である営業収益または営業収益に相当する収入と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表すものである。

なお、当年度全ての公営企業会計において資金不足が発生していないため、当該比率はない。

算定の基礎となる数値の状況は、次表のとおりである。

表7 資金不足額等の状況

(単位：千円)

区 分		30年度	29年度
水道事業	資金不足額・剰余額	△5,873,692	△ 5,350,864
	事業の規模	6,286,067	6,242,645
公共下水道事業	資金不足額・剰余額	△6,194,305	△ 5,417,954
	事業の規模	4,891,528	4,916,102
牛伏ドリーム センター事業	資金不足額・剰余額	△13,855	△ 11,789
	事業の規模	61,127	65,838
農業集落排水 事業	資金不足額・剰余額	△595	△ 317
	事業の規模	39,646	40,031
簡易水道事業	資金不足額・剰余額	—	△ 41,098
	事業の規模	—	60,850

(注)・「資金不足額・剰余額」が正数の場合には資金の不足額を、負数の場合には資金の剰余額を示す。

・簡易水道事業特別会計は平成29年度をもって廃止され、水道事業会計へ引き継がれた。

《算式》

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

### 3 むすび

平成30年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、基本的な指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率の算定対象である一般会計、特別会計、公営企業会計は、いずれも黒字決算で、本市における早期健全化基準や経営健全化基準を下回っており、財政の基礎的な健全性が保たれている。

また、実質公債費比率は前年度に比べ改善されており、将来負担比率は前年度から増加したものの、早期健全化基準を大きく下回っていることから、将来負担すべき実質的な負担が標準財政規模に比して憂慮すべき状況にないと認められる。

今後も不断の努力により財政及び経営の健全性確保に努められたい。